

理事会のお知らせ

期日：平成22年9月5日(日)10時から
会場：海老名総合福祉会館
議題：22年度前半の活動計画について
施設見学会。勉強会の件、
その他

神奈川施保連ニュース

発行人 岩本 邦雄 編集人 杉山 昌明
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
事務局 TEL&FAX 045-751-1010



やまゆり知的障害児者生活サポート協会主催研修会報告

『ふつうに生きる・ふつうに暮らす・一緒に生きてゆくために』

「障がい市民の権利擁護を考える」

講師：鈴木俊彦氏(和泉短期大学 准教授・社会福祉士)

進行：中西晴之氏(青葉メゾン 施設長)

日時：平成22年7月30日(金)10:00~12:00

会場：県民センター 2Fホール

岩本やまゆり知的障害児者生活サポート協会の長の挨拶の後講演が行われました。



講演概要

障がい者が暮らしやすい社会は、全ての人々にとって暮らしやすい社会である。ある社会がそのメンバーの中の誰かを閉め出すような場合は、弱くもろい社会である。社会といふものは「文化的・社会生活全体」が障がい者にとって利用しやすいように整える義務を負っている。これは障がい者のみならず、社会全体にとっても利益になるものであります。国際障がい者年から30年経つた今でもまだ社会は障がい者に対する差別意識を持っている。障がいのある人に対して国の調査で、障がいを理由とする差別があるかどうかの質問に対して「差別意識があると思う」と「少しはあると思う」が9割を超えています。また、差別を行っている人の意識に

ついては「差別を意図的にしている」と「どちらか」というと意図的に「を合わせて28%強、「無意識にしている」と「どちらか」というと無意識に「を併せて65%強あるのが現状だ。障がい者は特別な集団ではなく、通常のニーズを満たすことに特別な困難を持つ普通の市民であり、障がい者である前に一人の市民なんです。アメリカでは20%が障がい者と言われています。どこで健常者と障がい者と区切るのでしょうか。皆さんは全員が健常者ですか？エレベーターやエスカレーターを使いませんか。疲れていたり腰が痛かったり、足にけがをしている時などに使用するときにあります。誰もがいつ障がいを持つようになるか解りません。障がいは特別のものではないのです。ユニバーサルデザインは八ンデを持つた人に対して利用しやすいように考えられたものですが、人の心がユニバーサルでなければいけないと思いません。

福祉サービスと障がい者の権利擁護

福祉サービスにおいて権利擁護が必要な理由について、『利用者の権利擁護と苦情解決の意義』という平田 厚氏の本に書かれている「利用者」と事業者の関係」に三つ挙げられていますが、これは利用者者の目線で、事業者と利用者者が対等でない立場に立っていないので解説しておきたい。情報量、表現力、判断力、事業者の方が多いので、利用者の権利擁護が必要として、利用者の問題行動と見られて自己表現であり、決してこの三つの能力が少ないとは言えないと考える。先日、県の虐待に関するアンケート調査でも回答した施設が100%でなく、75%であったことから考えても、施設支援者が障がい者も、低く見ていることが起因しているのではないかと。



神奈川施保連主催勉強会のお知らせ

テーマ：民主党政権の「障がい者制度改革」のこれまでとこれから

日時：平成22年10月15日(金)14:00~16:00

会場：かながわ県民センター4階402号室

講師：神奈川施保連副会長 嶋田 芳樹 (すぎな家族の会・会長)

主催：神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 交流部会・広報部会

共催：やまゆり知的障害児者生活サポート協会 申し込み・問い合わせ

神奈川施保連広報部 担当大矢まで Email: ta.ohya@nifty.com

福祉サービス利用者の権利

地域社会で生活する権利 施設入所者、ケアホーム、グループホーム、また一般家庭で生活する障がい者が近所(地域)から一員として認められていくか、孤立してないかが問題である。どうしても障がい者は人間関係が狭くなりがちである。個別ケア ケアは全てオーダーメイドでなければならぬ。個々のニーズに応じたサービスでなければならぬ。施設のプログラムに合わせたら問題である。

ケア計画策定への参画

利用者の「内なる力(エンパワメント)」を引き出したり、強める支援計画であること。そうでないとい、入所施設が100%利用者を支えてしまっている、ケアホームやグループホームに移ったときにその支えが無くなり倒れてしまつてケースがある。自立できるような支援計画が必要である。

質の高いサービス

緩やかであっても利用者は進化、変化している。支援がマンネリ化してないか。

自己決定・自己選択
わかりやすい情報提供

と 自己決定・自己選択が出来るようわかりやすく利用者へ情報を提供しなければならぬ。きちんとわかりやすく情報が伝えられているのか。

意見・質問・苦情を表明する権利

苦情がないのは良い施設とは考えられない。言えない、無いというのはその施設に失望しているからである。

権利条約の概要

包括的人権保障

障がいのある全ての人の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進すること。

合理的配慮

障がいのあるなしに関わらず、同じ土俵の上に乗るための社会的配慮をすること。

らでは無いのか。満足していれば、もつとこのようにして欲しい、このようなサービスもして欲しいということになる。考える。



プライバシーの保護
自己尊重と尊厳の維持

「大切にしたい」という思いが守られているかに全てが含まれている。

誰もが集合写真を見るとき一番先に自分を探すと思います。それは自分を大切にしているからであり、それが自然なことです。

障がい市民の権利を
尊重するために

「障がい者権利条約」のあゆみ ナチスドイツはユダヤ人を大量虐殺したが、障がい者を30万人も虐殺した。戦争に役立たないこと。経済的負担になることから市民の共感を煽つて。

1948年に世界人権宣言が出されてから次第に個別の人権宣言が出されるようになったがあくまで宣言であり、宣言して終わり

というものでした。

2006年12月13日に国連総会で「障がい者権利条約」が採択され、2008年には批准した国が20カ国を超えたので条約が発効された。

条約は国内法より重いもので、国内法を合わせる場合は改正しなければならぬものです。

昨日までにこの条約を批准した国は88カ国になったが、2007年に日本が署名をしただけでまだ日本はまだ批准していない。

障害者自立支援法の
一部改正の動き

お尻を拭くのお金を取るような法律はおかしい。世界のどの国にもこんな法律はない。

22年1月に廃止を決めたはずなのに障害者自立支援法一部改正の動きがあり、殆ど成立寸前まで行ったが、結局未成立に終わった。

この改正案には次のような問題点があった。谷間の障がい者の問題が解決していない。

移動支援、手話通訳、コミュニケーション支援事業の市町村格差「応益負担」が完全に撤廃されていない。

「つなぎ」にもかかわらず、時限立法と明示されていない。

障がい者制度改革推進会議に諮られていない。このように改正案は障害者自立支援法の根本的問題解決にはならず、大きな問題が残る案でとても賛成できる内容ではない。

障害者自立支援法の改正案はこの推進会議にも諮られず頭越しに提案されたもので政府の考え方に

は問題がある。

障がい者が社会の中心で無ければならない。その社会は誰にとつても、良い社会であり、障がい者がふつうに生き、ふつうに暮らし、一緒に生きていくための社会の実現ができるようにしたい。かなければならない。

障害者制度改革推進の
ための基本的方向

障がい者制度改革推進会議は現在「第一次意見」が6月にとりまとめられたが、「第二次意見」が12月に出される予定で、それに向けて利用者、家族の意見を反映させなければならない状況にある。

進行役中西晴之氏の
コメント

進行役の中西晴之氏は鈴木講師の障害者が社会の中で、「差別されず暮らしたいけるためにどうしたらよいか」との問いに答えて、

「私の体験では、この仕事の根っこは障害のある人の権利を擁護することだと考え施設運営をすすめることが結果として地域の方々や広く市民に障害者のことを理解してもらったと思ってる。それも現場での創造りを活かしながら・・・」と考えている。

文責 杉山 昌明 以上

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会交流部主催
施設見学会のお知らせ

訪問施設名：中井やまゆり園

日時：平成22年10月13日(水) 10:20までに現地集合
申し込み：9月30日までに神奈川施保連総務 杉山まで
Email: kanagawashioren@gmail.com
交通案内：小田急線「秦野駅」南口下車 バス2番乗り場
井ノ口行き「才戸(さいと)」下車徒歩5分

障害を持つ人たちが病気になったとき、
ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426